

宮城県卓越技能者表彰の推薦書類作成・提出における留意事項

1. 調書（様式第1号）記載要領

- (1) 本調書は、被表彰者の選考のための基本票となるので、記載事項は同様式により明瞭、かつ、的確に所定欄に記入すること。

なお、「技能の概要」及び「功績・貢献の概要」の欄について、一葉で記入することが困難な場合は、二葉以上になっても差し支えないこと。ただし、二葉目以降は都道府県番号、都道府県名、職業部門、職種名(1)及び氏名を記入の上、必要な欄のみを設けること。
- (2) 「職業部門」欄には、被推薦者が従事する職業の職種が属する職種を別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」に定める職業部門の番号を記入すること。
- (3) 「職種名(1)及び(2)」欄には、被推薦者が従事する職種を別表に例示している職種名を参考に記入すること。
- (4) 「氏名」欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。特に、旧字、新字、略字等は正しく記入すること。（渡辺、渡邊、渡邊、齋藤、齋藤、高橋など）

なお、雅号等がある者については、その雅号等を氏名の下に（ ）書きで記入すること。
- (5) 「生年月日」欄には、戸籍に記載されている生年月日を記入し、（ ）内に令和3年11月1日現在の満年齢を記入すること。
- (6) 「現住所」欄については、住民票に記載の住所を記入することとし、郵便番号、現住所、電話番号を略さずに記入すること。
- (7) 「就業地」欄のうち「事業所名」欄には、雇用されている場合にあつては雇用事業所名を、自営している場合にあつては屋号等を、また「所在地」欄には、所在地、電話番号を略さずに記入すること。
- (8) 「職歴」欄等には次により記入すること。
 - ① 「職歴」欄等には、就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等の異なるごとに記入すること。なお、団体等における職歴、公職歴及び団体歴のうち、本表彰と直接関係がないものは記入しないこと。
 - ② 「在職期間」欄には、その職の始期及び終期を記入すること。なお、現職については、令和3年11月1日をもって終期とすること。
 - ③ 「在職年月数」欄には、半月単位で計算した在職年月数を記入すること。ただし、月の途中で就職又は離職をした場合の計算は、月の15日以前に就職をしたものは初日に、月の16日以降に就職したものは16日に就職をしたものとみなし、15日以前に離職をしたものは15日に、16日以降に離職をしたものは末日に離職をしたものとみなし計算すること。
 - ④ 「重複を除く年月数」欄には、表彰にかかる技能を要する職種に従事していた期間の合計を記入すること。ただし、同一の時期に2以上の職にあつた場合及び前項で就職又は離職等と見なしたため同一の時期に2以上の職にあつたと見なした期間を一方の職から除外すること。

(9) 「勲章・褒章」欄には、受賞暦の有無について該当する方を○で囲み、「表彰」欄には、それぞれ既宥の表彰（技能に関連して表彰を受けたもののみ記入すること。）別に受賞及び表彰年月並びにその理由を記入すること。

なお、技能に関係ない表彰は記載しないこと。

(10) 「免許・資格等」欄には、免許、資格、特許及び実用新案等を有する者については、その職種と取得年月を、また、技能検定に合格している者については「技能検定」の欄に技能士の名称（○級○○○技能士）とその取得年月を証書等により確認の上記入すること。

なお、技能に関係ない免許・資格等は記載しないこと。

(11) 「卓越した技能者の概要」欄には、その者の有する技能の概要、考案及び改善等の功績・貢献の概要及び後進技能者の指導・育成の概要について、その卓越性が的確に把握できるよう次に掲げるところにより記入すること。

① 「技能の概要」及び「功績・貢献の概要」欄については、それぞれ事項を見出し書きし、その事項について、下記（2）及び（3）により、具体的に記入すること。また、一般的でない文字・用語等については、ふりがな及び簡単な説明を付すこと。

② 「技能の概要」欄には、関連する他の資料に合わせて、当該技能者の従事する職種、技能の水準、範囲、特長あるいは他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有する者であることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。

③ 「功績・貢献の概要」欄には、関連する他の資料に合わせて、そのものが当該技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該技能者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について具体的に記入すること。

④ 「後進指導育成の概要」欄には、その者が後進の指導・育成にあたった方法、対象及び範囲等について具体的に記入すること。

⑤ 「現役性」欄には、その者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種にかかる1日平均の就業時間又はその者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

(12) 「就業先の概要」欄には、その者が勤務する事業所や自営する店舗等の営業内容及び業界内、地域内での評価（候補者個人ではなく事業所・店舗等の評価）等を記入すること。

(13) 「推薦団体名」欄には、団体代表者の職氏名まで記入すること。

(14) 「推薦理由」欄には、推薦理由の要点について、簡潔に記入すること。また、記載内容は功績等調書と合わせること。

2. 推薦書類一式作成上の具体的留意事項

選考は書面審査という性質上、記述内容の的確性や分かりやすさが選考結果に影響することがあるの

で留意願います。

これまでの選考課程において、指摘を受けた事例としては、以下のようなものがあります。

- (1) 技能・功績が社内での活躍に限定され、技能の相対的レベル及び地域への貢献度合いが分かりにくい。
⇒ 業界内でのレベル、地域への貢献度合いについて具体的に記載願います。
- (2) 共同作業の場合、候補者が具体的にどのように関わったのか分かりにくい。又は製品の紹介のみで技能の関与が不明確。
⇒ 関わった部分について、個人の技能に特化し、具体的に記載してください。
その製品の製作過程のどこで本人の技能が活かされたのか明確にしてください。
- (3) 技術的要素の羅列のみで、技能・功績の実績内容が分かりにくい。
⇒ 単なる技術の羅列ではなく、その技能が優れていることを判断できるように、**技能の質的な面（業界内でのレベル、他の技能者との比較等）を中心に、分かりやすく記載願います。**
- (4) 「非常に優れている。」「短時間で加工できる。」「精度が向上した。」等、表現が客観性に欠ける。
⇒ **他と比較してどう優れているか数値等で表現してください。**
(例) 通常3時間かかる加工を1時間でできる。
標準公差 $\pm 0 \mu\text{m}$ が $\pm \Delta \mu\text{m}$ に向上した。

3. 添付資料について

- (1) 要領第4(4)に定める「履歴書」には、上半身、正面、脱帽で6ヶ月以内に撮影したカラー写真(縦4cm×横4cm)を添付してください(裏面に氏名を記載すること)。
- (2) 要領第4(8)に定める「被候補者の最も高く評価されている技能の程度及び功績を証明することのできる資料等」とは、本人の優れた技能を証明できるものとし、作業状況及び技能の具体的な説明を付けてください。特に、写真については選考の際の有力な資料となりますので、できるだけ多く添付するようにしてください。(可能な限り、データでの提出も願います。)
- (3) 被候補者が当表彰を受賞した場合、調書に記載された内容をホームページ等で公表することがあるので、あらかじめ本人の同意を得るようにしてください。

4. その他

卓越技能者表彰の趣旨に鑑み、同一職種の表彰は毎年度1名ずつとします。職種団体等で、同一の職種の団体が複数ある場合は、関連する団体間で被推薦候補者を調整する等、特段の御配慮をお願いします。

また、卓越技能者表彰は、長年の役職従事による表彰ではなく、優れた技能に対する表彰であることに留意し、候補者を推薦願います。

5. 記載例 (様式第1号)

楷書で正確に戸籍に記載されている字画で記入してください。特に、旧字・新字・略字に注意し

別表「職業部門、職業分類及び職種(例示)」から適切な職種を選択してください。

調 書 (1)

都道府県番号		都道府県名		職業部門	職種名(1)			職種名(2)			
04		宮城県		9	大工			建築大工			
ふりがな 氏名 (雅号等)	みやぎ たろう			職 歴	在 職 期 間			在職年月数		重複を除く 年月数	
	宮城太郎										
生年月日	明治 大正33年3月3日(歳)男・女			宮城県建設株式会社入社 現在に至る	年 S52	月 4	日 1	年 33	月 7	33年 7ヶ月	
	昭和 推薦する年度の11月1日現在の年齢										
現住所	〒999-9999 宮城県仙台市青葉区 本町3丁目8番1号 TEL022-211-2763			推薦する年度の11月1日現在の年齢を記載してください。							
就業地	事業所名	宮城県建設株式会社		企業全体の 従業員数 (16人)		郵便番号や電話番号の記入がないよう確認 (提出後変更した場合は、連絡してください。)					
	所在地	〒999-9999 宮城県仙台市青葉区 本町3丁目8番1号 TEL022-211-2763			在職年月数は半月単位で記入する。 現職については、推薦する年度の11月1日をもって終期とすること。						
勲章・褒章 有・無	表 彰	産業界、知事、各大臣表彰を簡潔に記載してください (各種コンクール、功績等) (表彰状・感謝状等の写しを添付してください) 人命救助等今回の表彰に直接関係しないものは記載しないでください							免許・資格等名	取 得 年 月	
		2級建築士								昭和60年4月	
高度熟練技能者 平成 年度認定	技能グランプリ入賞履歴		技能五輪全国大会入賞履歴		技能検定	技能士の名称		取 得 年 月			
	第 回大会		第 回大会			1級建築大工技能士		昭和60年4月			
	業種		職種			業種		職種			
	第 位		第 位			業種		職種			
技能士は下欄に記載 特許、実用新案等も該当がある 場合、記載 (証書等の写しを添付してください)											

※ コピーではなく、原紙を提出してください。

※ 賞状等の氏名の記載は本書のとおりとなるので、あらためて旧字等に注意し記載してください。

調 書 (2)

都道府県番号	都道府県名	営業部門	職種名 (1)	ふりがな	みやぎ たろう	
04	宮城県	9	大工	氏名 (雅号等)	宮城 太郎	
卓 の 概 要						
技 能 の 概 要			要	後進指導育成の概要	現 役 性	
<p>・概要を短文でまとめ、得意とする技能は、その事項について一般の人にもわかりやすく、簡潔に</p> <p>・別添による説明はしないでください。</p> <p>・難しい専門用語や特殊用語等は、別添で説明を付けてください。</p> <p>・読み方が難しいことばには、用語集を別途作成し、説明してください。</p>			<p>・技能者としての功績・貢献の概要を整理して記載してください。 (あくまでも技能に関する功績及び貢献なので、団体役員としての功績等だけを記載することがないようにしてください。)</p> <p>・産業界・地域、企業への貢献度等も記載してください。</p> <p>・全国コンクール、業界賞(主催者、参加人数、表彰人数等)特許、実用新案等の具体的内容の説明もこの項に記載する。</p> <p>・空白部分が生じないように詳細に記載してください。</p>		<p>被推薦者が後進の指導・育成にあたった方法、対象及び範囲等について具体的に記入すること。</p>	<p>現場での技能士としての現役性を具体的に記載してください。なお、記載にあたっては、技能に関する職種に就業しているか否かを具体的に記載し、1日平均で何時間就業しているか記載してください。</p>
<p>・選考課程において、以下のような指摘がされておりますので、十分留意いただき記載願います。</p> <p>①技能・功績が社内での活躍に限定され、技能の相対的レベル及び地域への貢献度が分かりにくい。 →業界内でのレベル、地域貢献について具体的に記載してください。</p> <p>②共同作業の場合、被推薦者が具体的にどのように関与したのかが分かりにくい。また、製品の紹介のみで、技能の関与が不明。 →関与した部分について、個人の技能がどのように発揮されたのか具体的に記載してください。製品の製作過程で、技能がどのように活かされたのかを明確にする。</p> <p>③技術的要素の羅列のみで、技能・功績の実績内容が分かりにくい。 →その技術が優れていることが判断できるよう、技術の質的な面(業界内でのレベル、他の技能者との比較等)を中心に分かりやすく記載する。</p> <p>④「非常に優れている」「短時間で加工できる」「精度が向上した」等、表現に客観性が欠ける。 →他と比較してどう優れているか数値等で具体的に表現する。 「標準公差○μmmが△μmmに向上した」「通常3時間かかるものが、1時間に短縮された」など。</p>						
就業先の概要	<p>勤務する事業所、営業する店舗等の業務内容と業界内、地域内での評価・評判等を記載してください。</p>					
推薦団体	(所在地)					
	(名称・代表者氏名)				TEL	
推薦理由	<p>できるだけ詳しく、記載すること。記載内容は、功績等調書(様式第2)の内容と合わせること。</p>					

(別表)

職業部門、職業分類及び職種(例示)

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工、④鋳鉄連続鋳造工、⑤造塊用鋳型補修工 等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶解炉工、②非鉄金属浸出・浄液工、③非鉄金属電解工、④銅精錬工(電解法を除く)、⑤貴金属精錬工、⑥半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど)、⑦金属ウラン精錬工、⑧非鉄金属鋳込造塊工 等
		(3) 鋳物工	①調砂工、②手込造型工、③機械込造型工、④鋳込工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造操炉工、②自由鍛造工、③型打鍛造工、④手かじ(鍛造)工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延加熱炉工、②熱間圧延工、③冷間圧延工、④造管工、⑤圧延仕上工、⑥圧延ロール整備工 等
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料製造検査工	①原材料試験検査工、②中間製品検査工、③非破壊検査工 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①金属材料原料工、②スクラップ整理工、③鋳物仕上工、④粉末や(冶)金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③中ぐり盤工、④フライス盤工、⑤歯切盤工、⑥研ま盤工、⑦金属特殊加工機工、⑧数値制御金属工作機械工 等
		(2) 板金工	①板金工
		(3) 金属手仕上工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①打抜プレス工、②成形プレス工、③プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、びょう打工、製かん(缶)工	①鉄工、②びょう打工、③製かん工、④てんげき工、⑤金わく仕上工 等
		(3) 針金製品・針・ばね製造工	①針金製品製造工、②針・ピン製造工、③くぎ類製造工、④ばね製造工 等
		(4) 金属研ま工	①金属研ま工

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)	
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③腐しよく彫刻工、④かざり職 等	
		(6) 金属製家具・建具製造工	①金属製家具製造工、②金属製建具製造工	
		(7) 金属製品製造工	①工具製造工(刃物を除く)、②金具製造工 等	
		(8) 金属加工・金属製品検査工	①金属検寸工、②びょう打検査工、③めっき検査工、④金属製家具・工具検査工 等	
		(9) その他の金属加工の職業	①けがき工、②ろう付工、③はんだ付工、④金属切断工(刃物によるもの)、⑤金型取付工 等	
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 電気溶接工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動電気溶接機運転工、④溶接ロボット運転工 等	
	(2) ガス溶接工、ガス切断工	①ガス溶接工、②ガス切断工		
	(3) めっき工	①電気めっき工、②熔融めっき工、③化学めっき工、④真空蒸着めっき工、⑤陽極酸化処理めっき工 等		
	4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 原動機組立工	①エンジン組立工・調整工、②タービン組立・調整工
	(2) 金属加工機械組立工	①金属工作機械組立工・調整工		
(3) その他の一般機械器具組立工	①産業用機械組立工、②機械部品組立工 等			
(4) 一般機械器具修理工	①機械修理工、②機械検査工 等			
2 計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①機械時計組立・調整工、②電気時計組立・調整工、③時計類似機器組立・調整工、④時計・時計類似機器修理工 等		
(2) 計器組立工・修理工	①電気計器組立工、②ガス・水道メータ組立工、③温度計組立工、④圧力計組立工、⑤度量衡器製造工、⑥計器調整・修理工 等			

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①眼鏡組立工、②光学計測器組立工、③光学機械組立工、④光学機械器具調整工、⑤光学機械器具修理工 等
		(4) レンズ研ま工・調整工	①光学レンズ工、②バルサムはり合せ工 等
		(5) その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業	①メガネ調整・加工工、②時計検査工、③計器検査工、④光学機械器具検査工、⑤レンズ検査工 等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 発電機・電動機組立工・修理工	①発電機組立・調整工、②電動機組立・調整工、③発電機・電動機修理工 等
		(2) 配電・制御装置組立工・修理工	①変圧器組立工、②配電盤・制御盤組立・調整工、③開閉制御機器組立工、④電気機械部品組立工、⑤配電・制御装置修理工 等
		(3) 民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	①電熱・照明器具組立工、②電動機応用製品組立工、③民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(4) 電気通信機械器具組立工・修理工	①電気通信機器組立工、②ビデオ・音響機器組立工、③電気通信機器調整工、④ビデオ・音響機器調整工、⑤電気通信機械器具修理工 等
		(5) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立・調整工、②X線応用装置組立・調整工、③医療用電子機器組立・調整工、④レーザー応用加工機器組立・調整工、⑤電子複写機組立・調整工 等
		(6) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体ダイシング工、③半導体組立工、④半導体封止工、⑤半導体外装処理工 等
		(7) 電球・電子管組立工	①電球・電子管自動組立操作員、②電球・電子管製造工、③電球・電子管部品組立工 等
		(8) 電子機器部品製造工	①電子機器用コイル・トランス製造工、②電子機器用抵抗器製造工、③電子機器用コンデンサー製造工、④振動子組立工、⑤プリント基盤組立工、⑥電子機構部品組立工、⑦音響部品組立工 等
		(9) 束線工	①束線工(ワイヤー・ハーネス工)

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)	
		(10) 被覆電線製造工	①撚線工、②被覆工、③撚合わせ工、④がい(鍍)装工	
		(11) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池製造工、②蓄電池製造工	
		(12) 電気機械器具検査工	①発電機・電動機検査工、②配電・制御装置検査工、③民生用電子・電気機械器具検査工、④電気通信機械器具検査工、⑤電子応用機器検査工、⑥電子部品検査工 等	
		(13) その他の電気機械器具組立・修理の職業	①内燃機関電装品組立工、②記録媒体製造工、③特殊電子部品製造工、④電気機械器具保守員 等	
	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電員、②送電員、③変電員、④配電員 等	
		(2) 送電線架線工	①送電線架線工	
		(3) 配電線架線工	①配電線架線工	
		(4) 通信線架線工	①通信線架線工	
		(5) 電気通信設備工	①放送装置据付・保守工、②通信装置据付・保守工、③電話装置据付・保守工	
		(6) 電気工事作業	①電気配線工事作業、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付工 等	
	6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車部品組立工、②自動車車体・車台組立工、③自動車ぎ装組立工 等
			(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
			(3) 航空機組立工・整備工	①航空機部品組立工、②航空機総組立工、③航空機ぎ装工、④航空機整備工 等
(4) 鉄道車両組立工・修理工			①車両機械組立工、②車両組立工、③車両ぎ装工、④車両修理工	
(5) 自転車組立工・修理工			①自転車組立工、②自転車修理工	
(6) 船舶ぎ装工			①甲板部ぎ装工、②機関部ぎ装工、③居住部ぎ装工 等	

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(7) 輸送用機械器具 検査工	①自動車検査工、②航空機検査工、③鉄道車両検査工、④自転車検査工、⑤船舶検査工
		(8) その他の輸送用 機械器具組立・修理 の職業	①船舶修理工、②鉱車類組立・修理工 等
7	1 染色・紡 糸等繊維製 造の職業	(1) 染色・仕上工	①染物職、②浸染工、③なっ染工、④調色工、 ⑤蒸熟工、⑥友禅染工、⑦染色仕上工 等
		(2) 粗紡工、精紡工	①混打綿工、②せつりゅう(櫛梳)工、③練条工、 ④粗紡工、⑤精紡工、⑥ガラ紡工
		(3) 合糸工、ねん糸 工、加工糸工	①合糸工、②ねん糸工、③合ねん糸工、④加工糸 工
		(4) 揚返工、かせ取工	①揚返工、②かせ取工
		(5) その他の紡糸の 職業	①製糸工、②紡績前処理工、③トップ・ケーク保 全工、④糸巻工、⑤糸検査仕上工、⑥製綿・綿打 直工 等
		(6) 織機準備工	①整経工、②管巻工、③へ(経)通工、④はた(機) ごしらえ工 等
		(7) 織布工	①織布工
		(8) 精練・漂白工	①精練工、②漂白工、③漂白整理工
		(9) 編物工、編立工	①ニット生地編立工、②ニット製品編立工、③機 械レース編工、④編機準備工、⑤手編工
		(10) フェルト・不織布 製造工	①フェルト製造工、②フェルト帽体工、③不織布 製造工
		(11) つな・あみ製造工	①つな製造工、②あみ製造工、③なわ製造工、 ④ひも製造工
		(12) その他の織布・同 関連の職業	①擬革製造工、②リノリウム製造工、③油布製造 工、④織布後処理工、⑤織布等検査工 等
		(13) 帽子製造工	①製帽工、②帽子飾付工、③帽子修理工
		(14) 裁断工	①パタンナー、②機械裁断工、③手裁断工
		(15) ミシン縫製工	①衣服ミシン縫製工、②衣服以外のミシン縫製工、 ③特殊ミシン縫製工
		(16) 刺しゅう工	①機械刺しゅう工、②手刺しゅう工、③刺しゅう 補修工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(17) その他の衣服・繊維製品製造の職業	①繊維製品検査工、②繊維製品仕上工、③皮革製衣服仕立工、④カンバス製品製造工、⑤寝具仕立工 等
8	1 衣服の職業	(1) 婦人・子供服仕立職	①婦人・子供服注文仕立職、②婦人・子供既製服仕立工、③婦人服修理工 等
		(2) 紳士服仕立職	①紳士服注文仕立職、②紳士既製服仕立工、③紳士服修理工 等
		(3) 和服仕立職	①和服仕立職、②和服修理職 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工、②宮大工、③橋りょう大工 等
		(2) 型枠工	①型枠大工、②型枠解体工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木・舗装作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員 等
		(2) 鉄道線路工事作業員	①保線工、軌道工、②軌条工、③軌道舗石作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱従事者、②ローダー運転工(金属・非金属)
		(2) 採炭員	①採炭従事者、②ローダー運転工(石炭)
		(3) 石切出作業員	①石切出作業員
		(4) 砂利・砂・粘土採取作業員	①砂利・砂採取作業員、②粘土採取作業員、③庭石採取作業員
(5) ダム・トンネル掘さく工		①ダム・トンネル掘さく工	
(6) さく井工、採油工、天然ガス採取工		①ボーリング工、②石油・天然ガス採取工 等	
(7) 支柱員		①支柱員	
(8) 坑内運搬員		①坑内運搬員	
(9) 選鉱員、選炭員		①選鉱工、②選炭工、③鉱石類粉碎工	
(10) 他に分類されない採掘の職業		①発破員、②坑内保守員、③鉱石検定員 等	
10	1 その他の建設の職業	(1) れんが積工、タイル張工、ブロック積工	①れんが積工、②タイル張工、③石張工、④ブロック積工

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工、②スレートふき工、③わら屋根ふき工 等
		(3) 左官	①左官、②木舞工、③屋根左官
		(4) 配管工、鉛工	①配管工、②鉛工
		(5) 熱絶縁工	①耐火皮膜工、②保温工、③保冷工、④防露工 等
		(6) 防水工	①土木工事防水工、②建築工事防水工 等
		(7) 潜水作業	①潜水作業
		(8) 建築板金工	①建築板金工、②ダクト板金工
		(9) その他の建設の職業	①井戸手掘工、②潜かん(函)工、③水道工事検査工、④測量員、⑤建築塗装工
	2 建設機械 運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設機械運転工、②コンクリート機械運転工、③舗装機械運転工、④しゅんせつ(浚渫)機械運転工 等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師工	①植木職、②造園工等、③園芸装飾師 等
12	1 窯業製品 製造の職業	(1) 窯業原料工	①原料工、②ガラス溶融炉工、③窯業土練工、④シャモット工 等
		(2) ガラス製品成形工	①ガラス成形工、②ガラス吹工、③ガラス押型工、④ガラス熱処理工 等
		(3) ガラス製品加工工	①ガラス熱加工工、②ガラス切断工、③ガラス研ま工、④ガラス繊維工、⑤鏡銀引き工 等
		(4) 陶磁器製造工	①ろくろ成形工、②プレス成形工、③陶磁器類研ま工、④陶磁器レース加工工、⑤陶磁器焼成工 等
		(5) 施ゆう工、ほうろうがけ工	①ゆう薬工、②ゆう薬かけ工、③ほうろう焼入・仕上工
		(6) 窯業絵付工	①陶磁器画工、②転写絵付工、③陶磁器吹付工、④絵付仕上工、⑤金盛絵付工 等
		(7) ファインセラミック製品製造	①ファインセラミック製品製造工
		(8) セメント製造工	①セメント焼成工、②セメント粉砕工
		(9) セメント製品製造工	①コンクリートブロック製造工、②コンクリートパネル製造工、③セメントスレート製造工、④コンクリートパイプ製造工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(10) れんが・かわら類製造工	①れんが・かわら類成形工、②れんが・かわら類切断工、③れんが・かわら類乾燥工、④れんが・かわら類焼成工 等
		(11) 石灰・石灰製品製造工	①石灰製造工、②ドロマイト製造工、③石こう製造工、④石こう製品製造工 等
		(12) 七宝工	①七宝工
		(13) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工、②陶磁器検査工、③れんが・かわら類検査工 等
		(14) その他の窯業製品製造の職業	①るつぼ製造工、②研ま用材製造工 等
	2 化学製品製造の職業	(1) 化学工	①化学原料仕込工、②化学反応工、③電解反応工、④電気炉工(化学)、⑤分離・蒸留・乾留工、⑥ばい焼・か焼工 等
		(2) 石油精製工	①石油分離工、②石油精留工、③石油タンク工 等
		(3) 化学繊維工	①原液調整工、②化学繊維紡糸工、③化学繊維後処理工
		(4) 油脂加工工	①硬化油工、②油脂分解工、③石けん製造工 等
		(5) 医薬品・化粧品製造工	①医薬品製造工、②抗生物質種母培養工、③化粧品類製造工
		(6) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②化学製品検査工、③製塩工、④合成洗剤製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インキ製造工、⑦クレヨン・鉛筆しん(芯)・墨製造工、⑧ろうそく製造工、⑨農薬・殺虫剤製造工、⑩花火製造工 等
	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム工	①ゴム製造工、②再生ゴム工
		(2) ゴム製品製造工	①ゴム製品成形工、②加硫工、③ゴム製品仕上工 等
		(3) タイヤ製造工・修理工	①タイヤ成形工、②タイヤ加硫工、③タイヤ仕上工、④タイヤ修理工
(4) プラスチック製品成形工		①プラスチック成形工、②積層成形工	

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(5) プラスチック製 品加工工	①プラスチック切削機械工、②プラスチック研ま 工、③プラスチック接合工、④プラスチック細工 仕上工
		(6) ゴム・プラスチッ ク製品検査工	①タイヤ検査工、②ゴム製品検査工、③プラスチ ック製品検査工
		(7) その他のゴム・プ ラスチック製品製 造の職業	①ゴム・プラスチック塗布工、②ゴム裁断工、 ③ゴム接合工、④原料プラスチック処理工 等
	4 土石製品 製造の職業	(1) 石工	①石割工、②石切工、③石研ま工、④石彫工(工芸 的なものを除く。)、⑤墨出し工、⑥石積工 等
		(2) その他の土石製 品製造の職業	①石細工工、②マイカカット工、 ③石綿製品製造工、④すずり製作工 等、
13	1 木・竹・ 草・つる製 品製造の職 業	(1) 製材工	①原木切断工、②製材段取工、③機械のこ工、 ④手のこ工 等
		(2) チップ製造工	①チップ製造工
		(3) 合板工	①合板製作工、②木質ボード製造工 等
		(4) 木工	①機械木工、②木型木工 等
		(5) 木製家具・建具製 造工	①指物職、②木製家具製造工、③木製建具製造工 等
		(6) 船大工	①船大工
		(7) 木製おけ・たる製 造工	①おけ・たる製造工、②おけ・たる修理工
		(8) 曲物製造工	①曲物製造工
		(9) 木彫工	①木彫工、②仏像彫刻製造工、③人形彫職、④将 棋彫駒製作工 等
		(10) とう・き柳製品製 造工	①とう製品製造工、②き柳製品製造工
		(11) 木・竹・草・つる 製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(12) その他の木・竹・ 草・つる製品製造の 職種	①木材製品処理工、②木場とび工、③木製運動用 品製造工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ工、紙料工	①パルプ工、②紙料工
		(2) 紙機械すき工	①抄紙工、②抄紙仕上工
		(3) 紙手すき工	①紙手すき工
		(4) 加工紙製造工	①段ボール製造工、②塗工紙製造工、③防水紙製造工、④変性加工紙製造工 等
		(5) 紙器製造工	①紙箱製造工、②大型紙袋製造工、③紙管筒製造工、④紙製食器製造工、⑤ファイバークューブ・コーン製造工 等
		(6) 紙製品製造工	①小型紙袋製造工、②紙ひも製造工、③水引製品製造工 等
		(7) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙裁断工、②紙加工工、③紙仕上工・検査工 等
	3 印刷・製本の職業	(1) 文字組版作業員	①写真植字機オペレーター、②電算写植機オペレーター、③電子組版機オペレーター 等
		(2) 製版作業員	①製版作業員(電子製版を除く)、②製版カメラ作業員、③版下製作作業員、④電子製版作業員 等
		(3) 印刷作業員	①とっ(凸)版印刷作業員、②オフセット印刷作業員、③グラビア印刷作業員、④スクリーン印刷作業員、⑤フォーム印刷作業員、⑥シール印刷作業員、⑦木版画摺り師 等
		(4) 印刷物光沢加工作業員	①印刷物光沢加工作業員
		(5) 製本作業員	①製本作業員
		(6) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく(箔)押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等
	4 かわ・かわ製品製造の職業	(1) 製革工	①製革準備工、②なめし工、③製革仕上工
		(2) くつ製造工・修理工	①かわぐつ製造工、②かわぐつ修理工、③かわスリッパ製造工、④かわサンダル製造工
		(3) その他のかわ・かわ製品製造の職業	①かわ裁断工、②かわ打抜き工、③かわ縫製工、④かわ具加工工、⑤かわ・かわ製品検査工 等
14	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工、③はるさめ製造工、④ワンタン・シューマイ皮製造工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤あめ・キャンデー製造工、⑥チョコレート製造工、⑦チューインガム製造工 等
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・同加工食品製造工、②湯葉製造工、③こんにゃく製造工、④ふ製造工
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰・びん詰・レトルト食品調理工、②かん詰・びん詰工、③殺菌加熱工 等
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②粉乳製造工、③練乳製造工、④バター製造工、⑤チーズ製造工、⑥乳酸発酵製品製造工、⑦アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介くん製製造工、③魚介干物製造工、④水産ねり物製造工、⑤こんぶ加工工、⑥寒天製造工、⑦つくだ煮製造工 等
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) その他の食料品製造の職業	①低温・保存食品製造工、②惣菜類調製工、③食料品検査工 等
		2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工、製粉工
(2) 製糖工	①粗糖製造工、②精糖工、③角砂糖製造工、④氷砂糖製造工、⑤てん菜糖製造工		
(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工		
(4) 動植物油脂製造工	①油脂前処理工、②採油工、③精油工、④食用油脂製品製造工 等		
(5) その他の食品原料製造の職業	①調味料製造工(他に分類されないもの)、②酵母・こうじ製造工(他に分類されないもの)、③配合飼料製造工、④食品原料検査工 等		
3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 製茶工	①緑茶製造工、②紅茶製造工	
	(2) 酒類製造工	①清酒製造工、②ビール製造工、③果実酒製造工、④ウイスキー製造工、⑤焼ちゅう製造工 等	
	(3) 清涼飲料製造工	①清涼飲料製造工	

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(4) たばこ製造工	①たばこ原料処理工、②たばこ原料加工工、③製品たばこ製造工 等
		(5) その他の飲料・たばこ製造の職業	①コーヒー豆ばい(焙)煎工、②粉末飲料製造工、③氷菓製造工、④飲料・たばこ検査工 等
15	1 生活衛生のサービスのサービス	(1) 理容師	①理容師
		(2) 美容師・着付師	①美容師、②全身美容師、③衣装着付師 等
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②西洋料理調理人、③中華料理調理人、④給食調理人 等
		(2) バーテンダー	①バーテンダー
		(3) 給仕従事者	①飲食物給仕人、②支配人 等
17	1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①家具類内張工、②乗物内張工、③小箱おい(被)工
		(2) 表具師	①表具師 等
		(3) 塗装工	①塗装前処理工、②木工塗装工、③金属塗装工、④塗装仕上工 等
		(4) 畳工	①畳工 等
		(5) 内装仕上工	①金属建具取付工、②建具ガラスはめ込工、③室内装飾工
		(6) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工、②製氷工 等
18	1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②広告美術工、③かさ・ちょうちん・うちわの絵付工、④人形彩色師 等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①製図工、②写図工
		(4) 現図工	①現図型取工、②構造物現図工、③乗物現図工 等
		(5) 包装工	①機械包装工、②箱詰・袋詰工、③充てん工、④封止工、⑤ラベルはり工 等
19	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) かばん・袋物製造工・修理工	①かばん・袋物製造工、②かばん・袋物修理工
		(2) がん具製造工	①がん具組立工、②人形製造工、③がん具際物製造工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(3) 楽器製造工	①ピアノ組立工、②オルガン組立工、③打楽器組立工、④弦楽器組立工、⑤管楽器組立工、⑥和楽器組立工、⑦電気・電子楽器組立工、⑧楽器調整検査工、⑨楽器修理工 等
		(4) 模型・模造品製作工	①模型製作工、②小道具製作工、③マネキン人形製作工、④かつら・ヘアピース製作工、⑤義肢・装具製作工、⑥造花製造工 等
		(5) 和がさ・ちょうちん・うちわ製造工	①和がさ製作工、②ちょうちん製作工、③ぼんぼり製作工、④うちわ製作工、⑤せんす製作工
		(6) 洋がさ製造工	①洋がさ製作工、②洋がさ修理工
		(7) ほうき・ブラシ製造工	①ほうき製作工、②ブラシ製造工、③たわし製造工
		(8) 漆器工	①漆工、②漆器加飾工、③蒔絵師、④はく押沈金工 等
		(9) 貴金属・宝石細工工	①貴金属細工加工工、②宝石細工加工工 等
		(10) 甲・角・貝・きば細工工	①べっ甲細工工、②貝細工工、③角・きば類細工工
		(11) 印判師	①印判工、②印章彫刻工、③スタンプ製造工 等
		(12) げた製造工	①げた製造工
		(13) 竹細工工	①竹骨製造工、②竹かご・ざる製造工、③竹すだれ製造工、④釣竿製造工 等
		(14) 草・つる製品製造工	①稲わら製品製造工、②麦わら製品製造工、③い草製品製造工 等
		(15) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①筆記用具製造工、②運動具製造工、③児童用乗物製造工、④喫煙具製造工、⑤マッチ製造工、⑥装身具等身の回り品検査工、⑦毛筆製造工、⑧フラワー装飾師、⑨装蹄師、⑩彫金工(工芸的なもの) 等
20	1 定置機関・機械運転の職業	(1) 汽かん士	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機運転工	①クレーン運転工、②巻上機運転工、③コンベア運転工

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(3) ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転工	①ポンプ運転工、②空気移送装置運転工、③送風機運転工、④コンプレッサー運転工
		(4) その他の定置機関・機械運転の職業	①内燃機関運転工、②冷凍機運転工、③ケーブル機関運転工、④玉掛工 等
	2 開発技術者	(1) 開発技術者	①構造強度実験工、②振動音響実験工、③実験計測工 等
	3 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計エンジニア	①システムアーキテクト、②データサイエンティスト 等
		(2) ソフトウェア開発エンジニア	①アプリケーションエンジニア、②組込みエンジニア、③ソフトウェアプログラマー 等
		(3) システム運用管理エンジニア	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア 等
		(4) 通信ネットワークエンジニア	①ネットワークエンジニア 等
	4 その他の生活、衛生サービスの職業	(1) クリーニング工	①クリーニング工
		(2) 洗張工	①洗張工
	5 その他	1～19部門及び20部門の1～4に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等

備考

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。